

(事前公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年3月 9日

1 契約する内容

令和5年度奈良県立万葉文化館チラシ等の封入・封緘業務

※詳細は別添仕様書のとおり

2 契約相手方の選考基準

次に掲げる者であること

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者

①障害者支援施設

②地域活動支援センター

③障害者福祉サービス事業を行う施設

④小規模作業所

3 契約相手方の決定方法

(1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

(2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

(3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

(4) (3)によっても決定しない場合は、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

(1) 提出先 奈良県立万葉文化館

(2) 提出期限 令和5年3月24日(金) 午後3時

(3) その他

①見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付して

ください。

②次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

ア. 上記2に該当しない者が提出した見積書

イ. 記名押印を欠く見積書

ウ. 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ. 価格を加除訂正した見積書

オ. 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合。

カ. ①の書類が添付されていない見積書

5 契約事務を担当する所属

奈良県立万葉文化館 総務・広報課

住 所：高市郡明日香村飛鳥 10

電 話：0744-54-1850

F A X：0744-54-1852

6 契約の解除等について

(1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとします。

① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ この契約にかかる下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。))に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当

することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

令和5年度奈良県立万葉文化館チラシ等の封入・封緘業務仕様書

1 委託業務の名称

チラシ等の封入・封緘業務

2 委託業務の目的

事務負担の軽減を図るとともに、障害者の就労支援に寄与

3 委託業務の期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）

4 委託業務の内容

奈良県立万葉文化館が実施する展覧会及び講演会等のチラシ及びポスター等を関係者、関係機関に発送するための、封入・封緘等の業務。

年間の業務量（見込み）については別紙見積書のとおり。

（1）作業内容及び手順

- ① 業務場所は、当館の一室を提供する。
- ② 封入物（チラシ、ポスター等）、万葉文化館の封筒及び送付先のタックシール、ゴム印、セロテープは奈良県立万葉文化館が提供する。
- ③ チラシ、ポスター等を封入・封緘し、タックシールを貼付し、後納郵便のゴム印を押印する。
- ④ 作業終了後、万葉文化館に納品すること。

（2）作業期間

各業務の作業期間については、封入物等を渡した日から3日を目途に完了すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

見積書(税抜)

令和5年度 奈良県立万葉文化館チラシ等の封入・封緘業務一覧(予定)

担当係	業務	時期	数量 a	封筒入れ内容・枚数等					見積単価 b	金額 a×b	備考	
				基本作業	文書(A4版1枚)	ポスター(1枚)	チラシ(指定枚数10~100枚)	冊子(1冊約1cm)				
企画・研究係	展示企画	展覧会	4月上旬	650	1	1	1	1			チラシ50枚が6割程度 チラシ25枚が4割程度	
		展覧会	5月下旬	650	1	1	1	1				
		展覧会	7月下旬	650	1	1	1	1				
		展覧会	11月上旬	650	1	1	1	1				
		展覧会	2月中旬	540	1	1	1	1				
	講座等	公開シンポジウム	①5月上旬	542	1	1	1				チラシなし	
				297	1	1	1	1			チラシ20枚が31、チラシ30枚が250、チラシ50枚が16	
			②8月上旬	542	1	1	1				チラシなし	
				297	1	1	1	1			チラシ20枚が31、チラシ30枚が250、チラシ50枚が16	
		古代学講座	10月上旬	542	1	1	1				チラシなし	
				297	1	1	1	1			チラシ20枚が31、チラシ30枚が250、チラシ50枚が16	
		万葉古代学年報	3月下旬	505	1	1			1			
		東京講座	9月下旬	542	1	1	1					チラシなし
				297	1	1	1	1			チラシ15枚が80、チラシ30枚が217	
万葉集をよむ	3月下旬	542	1	1	1					チラシなし		
		297	1	1	1	1			チラシ15枚が80、チラシ30枚が217			
合 計			7,840	16	16	15	10	1				

奈良県立万葉文化館チラシ等の封入・封緘業務委託契約書

奈良県立万葉文化館を甲とし、_____を乙として、甲乙両当事者は、奈良県立万葉文化館のチラシ等の封入・封緘業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 本件発送業務の業務内容は、別紙仕様書の定めるところによる。

(委託有効期間)

第2条 この契約の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(履行場所)

第3条 この契約の履行場所は以下のとおりとする。

奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地 奈良県立万葉文化館

(契約金額)

第4条 この契約にかかる契約金額は、別添見積書記載の封入種別毎の単価に、発注数量を乗じた金額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。ただし、実施段階において、作業内容等に変動が生じた場合は、両者協議し決定するものとする。

(委託料の支払い)

第5条 乙は、封入・封緘作業の実績に応じて随時、委託料を甲に請求するものとする。

2 乙は、本契約書第7条の規定による検査に合格したときは、乙に対して、当該作業実績にかかる委託料の請求ができるものとする。

3 甲は、前項の請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は免除する。

(納品及び検査)

第7条 乙は、作業完了後は速やかに甲に納品することとする。

2 乙は、作業の完了後、甲の指定する職員の検査を受けるものとする。ただし、甲の指定する職員が不相当であると認めたときは、受託者は、速やかに手直しをしなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、業務の実施に当たり、知り得た情報・秘密等を契約期間であると否とを問わず、一切他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記

「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない

(再委託の禁止)

第11条 乙は、この業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なくしてこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙又はその従事者に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 甲において、乙がこの契約を履行することができないと明らかに認めるとき。
- (4) 前各号のほか、この契約の条項に違反したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(契約に係る損害賠償)

第14条 第12条の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は甲に帰属するものとする。

2 前項の場合において、乙は、契約保証金の全部または一部の納付を免除されているときは、契約金額の100分の10に相当する額(乙が契約保証金を納付しているときは、

その額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければならない。

(その他)

第15条 この契約に定めない事項について疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 高市郡明日香村飛鳥10番地

奈良県立万葉文化館
館長 及川 あずさ

乙

別記(第9条関係)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができ。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあること

を知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」をいう。

- 2 本契約に同様の規定がある場合は、この個人情報取扱特記事項から削除するものとする。
- 3 委託事務の実態に即して、不要な事項を削除し(上記2に掲げる場合を除く。)、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公関係と協議すること。